

第4号様式（第9条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	港区被災者生活再建支援システム	
実施機関の名称	港区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	防災危機管理室防災課	
個人情報ファイルの利用目的	平成25年6月21日に公布・施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）において、被災者保護対策の改善の一環として、区市町村は、罹災証明書の迅速な交付及び正確な被災者台帳の作成に努めることが明確に規定されました。このことから、区は、迅速、正確かつ公平な罹災証明の発行等に係る体制づくりに努めます。	
記録項目	<p>●基本的(戸籍等)事項 氏名、住所、性別、生年月日・年齢、電話番号、続柄、婚姻関係等</p> <p>●経済活動 課税・納税情報、損害・被災状況</p>	
記録範囲	災害により家屋等に被害を受け、区が住家被害認定調査を実施、り災証明書を発行し、被災者台帳へ登録された者	
記録情報の収集方法	本人（代理人含む）、本人以外	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)防災危機管理室防災課 (所在地)港区芝公園 1-5-25	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	